

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第27号

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(振替輸送の取扱範囲)</p> <p>第2条 振替輸送の取扱いをする旅客の範囲は、高速鉄道又は鉄道線が運行不能となった場合において、運行不能の駅間について既に有効な乗車券（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）<u>及びトラフィカ京カード</u>を除く。以下「有効な乗車券」という。）を所持する旅客に限るものとする。</p>	<p>(振替輸送の取扱範囲)</p> <p>第2条 振替輸送の取扱いをする旅客の範囲は、高速鉄道又は鉄道線が運行不能となった場合において、運行不能の駅間について既に有効な乗車券（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）を除く。以下「有効な乗車券」という。）を所持する旅客に限るものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)